

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

- 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。

※ この措置による地方税の減収（500億円程度：平成31、32年度の合計）については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

対象

平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容

自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※ 免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

（参考）：環境性能割の概要

※ 自家用乗用車（登録車）の場合

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時（購入時）

〔税額の計算方法〕

自動車の取得価額 ×

〔税率は、燃費基準値達成度等に依りて決定される仕組み〕

税率（改正後）	燃費基準値達成度等
非課税	電気自動車等（※）、H32年度燃費基準＋20%達成
1%	H32年度燃費基準＋10%達成
2%	H32年度燃費基準達成
3%	上記以外の登録車

※ 電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車